

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

秋田県規則第四号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県知事 佐竹敬久

改正後	改正前
-----	-----

別表（第七条関係）

着陸料等を減額する航空機	減額する額
一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から令和三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略
二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略
三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から令和三年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸する	略

別表（第七条関係）

着陸料等を減額する航空機	減額する額
一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略
二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略
三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸する	略

四 もの	大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百を超えるものに限る。）であつて、平成二十二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	
略	略	略

四 もの	大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百を超えるものに限る。）であつて、平成二十二年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	
略	略	略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。